

4. 保育料・給食費・実費徴収について

①	保育料（利用者負担額）は、0円です。（保護者負担額等を定める条例）
②	幼稚園で（預かり保育を含む）消耗品費、おやつ代などは、園から別途請求があります。（実費徴収）
③	給食費は月額 4,250 円（主食費【1,000 円】+ 副食費【3,250 円】）です。 定められた給食費は、納付期限を守り確実に支払いしてください。（口座振替での納付をお願いします。） ※表示した給食費の金額は、令和 6 年 9 月 24 日時点のものです。 規程の改正等に伴い変更されることがあります。
④	給食費は、原則、保護者負担となりますが、免除および補助制度があります。 対象者は嘉手納町で支給認定、施設等利用給付認定を受けている保護者です。 詳しくは「令和 7 年度 嘉手納町立幼稚園募集要項」をご確認ください。
⑤	給食費免除／決定には、保護者及び世帯員（扶養義務者）の市町村県民税額が必要となります。 幼稚園利用の前年度及び利用年度の税情報の確認を行いますので、確定申告を確実に行ってください。 収入がない場合も申告が必要です。
⑥	未申告又は給食費負担・免除の算定に必要な資料の提出がない場合は、正しく算定できないため、最高額の階層での決定を行います。
⑦	給食費等の滞納がある場合は、児童手当からの特別徴収（天引き）や財産の差し押さえ等による滞納処分を行う場合があります。（児童手当法第 22 条、及び児童福祉法第 56 条）
⑧	欠席等で欠食になった場合、すでに納付した給食費は、原則還付しません。

**同意書 ウラ面
記載例**

5. 預かり保育について（預かり保育を利用する方は、ご確認ください。）

①	保育を必要とする事由等に変更（退職・専業主婦になるなど）があった場合は、速やかに教育指導課で手続きをしてください。
②	保育を必要とする事由等に該当しない場合は、預かり保育利用の中止、及び預かり保育料の返還をお願いします。

【注意事項】
 ※黒のボールペン、黒インクで記入してください。消せるボールペンや鉛筆での記入不可です。
 ※自署でない場合は、捺印してください。（シャチハタ、スタンプ印不可）

嘉手納町長 殿

上記（1. ～ 5.）の内容について同意します。また、同意書及び嘉手納町立幼稚園申込案内、嘉手納町立幼稚園募集要項（預かり保育含む）の内容を確認した上で署名します。

令和 年 月 日

保護者署名 (父・母)

保護者署名 (父・母)

受 付 印	
-------------	--

ふりがな	
対象児童氏名：	
申し込み園	： 屋良 / 嘉手納 (才児)